

〈研究ノート〉

# 旧学制下群馬県における小学校・国民学校教員検定制度

## —1900年10月以後—

内田 徹<sup>1)</sup> 丸山 剛史<sup>2)</sup>

### 要約

本小論の目的は、旧学制下群馬県の小学校・国民学校教員検定制度の展開過程を明らかにすることである。本小論では、『群馬県報』を主な資料として用い、1) 出願・検定手続きの方法、2) 試験の時期・実施回数、3) 検定方法あるいは判定基準、4) 手数料の有無及び金額の4点に着目し、分析した。検討の結果、群馬県は、1900年10月に県令により「小学校令同施行細則」を制定し、その後少なくとも10度にわたり改定し、検定のあり方を規定していたことが明らかになった。最終的には、1941年7月制定の「国民学校令施行細則」により規定された。また、他県との比較により、群馬県は、審査手続きが簡素であるが、検定料等の手数料が高いことも明らかになった。その他、群馬県でも学校指定の教員検定実施校として、裁縫科専科正教員免許状を無試験検定により下付される私立佐藤裁縫女学校が存在したことが確認できた。

キーワード 小学校・国民学校教員検定制度 群馬県 1900年10月以後

### 目次

1. 研究の目的及び方法
2. 群馬県の初等教員検定関係規則の変遷
  - 2.1 「小学校令同施行規則実施ニ関スル細則」の制定と同細則下の関係規則
    - (1) 「小学校令同施行規則実施ニ関スル細則」制定
    - (2) 「細則」中改正 (1回目)
    - (3) 「細則」中改正 (2回目)
    - (4) 「細則」中改正 (3回目)
    - (5) 「細則」中改正 (4回目)
    - (6) 尋常小学校准教員養成所規程制定
    - (7) 「細則」中改正 (5回目)
    - (8) 「細則」中改正 (6回目)
    - (9) 「細則」中改正 (7回目)
    - (10) 「細則」中改正 (8回目)
    - (11) 「細則」中改正 (9回目)
    - (12) 「細則」中改正 (10回目)
  - 2.2 「国民学校令施行細則」制定
  - 2.3 小括
    - (1) 出願・検定手続きの方法
    - (2) 試験の時期・実施回数
    - (3) 検定方法あるいは判定基準
    - (4) 手数料の有無及び金額
    - (5) その他
      - A. 尋常小学校准教員養成所規程
      - B. 学校指定の教員検定
3. まとめにかえて

1) 浦和大学 こども学部

2) 宇都宮大学 教育学部

## 1. 研究の目的及び方法

本小論の目的は、第二次大戦前日本の小学校・国民学校教員（以下、初等教員）検定制度史研究の一環として、群馬県の初等教員検定制度を取り上げ、その展開過程をより詳細に明らかにすることである。

戦前日本の小学校教員養成史研究において、小学校教員検定制度史研究の必要性について、船寄俊雄は、「小学校教員養成史は師範学校史と同一ではなく、検定試験制度史を合わせて明らかにしなければその研究は完結しない」、「小学校教員養成史研究を完結させるためには、必ず取り組まなければならない課題である」<sup>1</sup>と述べている<sup>2</sup>。また、実施主体が都道府県であったことも指摘され、「都道府県文書の残存状況によって研究成果が左右される」<sup>3</sup>ともいわれている。

群馬県は史資料が県立文書館に残存することが知られており、花井信も「見事に整理された史料群」<sup>4</sup>と高く評価している。そこで、筆者らは、群馬県を対象化することとし、前報において明治初年から1900年9月以前までを対象とし、群馬県の制度の形成過程を検討した<sup>5</sup>。また、筆者らは、昭和戦前期に小学校教員検定制度を利用し、小学校教員となった女教員の合格体験記を分析し、小学校教員検定制度の果たした役割を考察したことがあるが、その女教員が群馬県の教員検定を受験していた<sup>6</sup>。同教員は埼玉県在住であり、当初は埼玉県の小学校教員検定を受験していたが、途中から群馬県を受験するようになり、最終的に群馬県で正教員検定に合格し、埼玉県で教員生活をスタートさせるという経歴の持ち主であった。群馬県の小学校教員検定は合格しやすかったのであろうか、という疑問を感じた。こうしたこともあり、群馬県の小学校教員検定制度を検討することを考えるようになった。

本小論では、1900年10月以降の時期を対象とし、検定制度の展開過程を検討し、群馬県の制度の若干の特徴を明らかにする。

群馬県の初等教員検定制度に関する先行研究としては、『群馬県教育史』の教員講習・検定に関する記述があげられる。しかし、同県の小学校教員検定制度の詳細が明らかにされているかといえば、必ずしもそうとはいえない。本稿が対象とする時期に関して、『群馬県教育史』は、1900年8月の小学校令及び同施行規則改正に伴い、同年10月に県令第87号により「小学校令同施行規則実施ニ関スル細則」（以下、「細則」）が制定されたことに言及しているが、その詳細は明らかにされていない<sup>7</sup>。また、後述のように、「細則」は数度にわたって改められているが、その点にはまったく言及せず、小学校令施行規則における教員検定関係規則を紹介するに留まっている。国民学校期の教員検定に関しては、註において「国民学校令施行細則」の検定関係規則を掲げるに留まり<sup>8</sup>、分析されていない。明治・大正・昭和戦前期に教員補充のために検定制度を利用した教員養成講習会がたびたび開催されたことを紹介していることは対照的である。初等教員検定制度は府県ごとに異なり、文部省が定めた小学校令施行規則の紹介で事足りるわけでない。群馬県の検定規則の変遷（の有無）を明らかにするとともに、さらに進んで他府県と検討しなければ、群馬県の関係規則の特質を明

らかにすることはできない。

そこで、本小論では、『群馬県報』を検討し、検定関係規則を拾い上げることを中心的な課題とし、『群馬県統計書』（各年度）、『群馬県議会史』を用い、当時の背景を可能な限り明らかにしたい。また、すでに検討が進んでいる秋田県<sup>9</sup>、静岡県<sup>10</sup>、栃木県<sup>11</sup>の事例と比較検討し、群馬県の特質に関しても可能な限り明らかにしたい。

分析にあたっては、前報と同様に、1) 出願・検定手続きの方法、2) 試験の時期・実施回数<sup>12</sup>、3) 検定方法あるいは判定基準、4) 手数料の有無及び金額の4点に着目する。

## 2. 群馬県の初等教員検定関係規則の変遷

### 2.1 「小学校令同施行規則実施ニ関スル細則」の制定と同細則下の関係規則

#### (1) 「小学校令同施行規則実施ニ関スル細則」制定

1900（明治33）年10月17日、県令第87号により「小学校令同施行規則実施ニ関スル細則」が制定された<sup>13</sup>。『群馬県教育史』は、定期の試験検定の実施要領について述べているが、「細則」は無試験検定や臨時試験検定に関しても言及している。

同細則は、全13章140条から成る。小学校教員検定に関しては、第5章「教員検定及免許状」の第38条から第44条において規定されている。

第三十八条 無試験検定ヲ受ケントスルハ者ハ（原文のママ）随時ニ試験検定ヲ受ケントスル者ハ試験期日二十日前ニ左ノ関係書類ヲ添ヘテ知事ニ願出ツヘシ

- 一 手数料ノ領収証
- 二 履歴書
- 三 身体検査書
- 四 他府県ニ住所ヲ有スル者ニ関シテハ戸籍抄本

第三十九条 試験検定ハ五月及十月第一月曜日ヨリ県庁ニ於テ行フヘシ但シ臨時又ハ県庁外ニ於テ行フトキハ其ノ期日並場所ヲ告示スヘシ

第四十条 試験検定ヲ受クル者ニシテ其ノ試験ニ合格セサルモ某科目ニ関シ成績佳良ナルトキハ其ノ科目ニ限り証明書ヲ授与スヘシ

第四十一条 左ニ記載ノ科目ハ願書ニ試験希望ノ旨ヲ記載シタルモノノ外試験ヲ行ハス  
小学校本科正教員

図画 音楽 手工 農業 商業 英語 女子ノ体操

小学校准教員

図画 唱歌 女子ノ体操

尋常小学校本科正教員

漢文 図画 音楽 代数幾何 外国歴史 女子ノ体操 裁縫

尋常小学校准教員

理科 図画 唱歌 女子ノ体操

第四十二条 教員検定及免許状ノ書換又ハ再渡ヲ願出ツル者ハ左ノ手数料ヲ納ムヘシ但シ

既ニ納メタル手数料ハ何等ノ事情アルモ還付セサルモノトス

	検定手数料	書換又ハ再渡手数料
正教員	金壹圓	金參拾錢
准教員	金五拾錢	金參拾錢

第四十三条 教員検定願ニ関スル書式左ノ如シ

(書式省略)

第四十四条 他府県下ニ在リテ本県ノ教員検定ヲ受ケントスル者ノ内本県下ニ滞在スル者ハ本章ノ規定ニ準シ願書ニ手数料ヲ添ヘ直接本県ニ差出スコトヲ得

群馬県の教員検定では、1) 無試験検定及び試験検定いずれの場合も、手数料の領収証、履歴書、身体検査書、戸籍抄本、願書を知事宛に提出することとされた。2) 実施時期・回数等に関しては、無試験検定は随時、試験検定は5月と10月の年2回及び臨時に県庁にて行われることとされた。3) 試験検定の試験科目は明記されており、ここではくり返さないが、判定基準は明記されていない。4) 手数料に関しては検定手数料、書き換え及び再渡し手数料が明記されていた。

(2) 「細則」中改正(1回目)

1902(明治35)年3月24日、県令第28号により尋常小学校本科正教員の試験科目の受験者が希望しない限り試験を行わない科目から「代数」を削除することとされた<sup>14</sup>。

第四十一条ノ尋常小学校本科正教員ノ科目中代数ノ二字ヲ削ル

こうして、代数は必ず試験を行うことになった。

(3) 「細則」中改正(2回目)

1908(明治41)年3月26日、県令第24号により、①試験検定の試験科目の内、欠くことのできる科目が削減されるとともに、②履歴書の書式が改められた<sup>15</sup>。

第四十一条 左ニ記載ノ科目ヲ欠ク但シ試験希望ノ者ハ其ノ旨願書ニ記載スヘシ

小学校本科正教員

農業 商業 英語

小学校准教員

音楽 農業 商業

尋常小学校本科正教員

音楽

尋常小学校准教員

唱歌

この結果、欠くことのできる科目が大幅に削減された。

小本正：図画、音楽、手工、農業、商業、英語、女子ノ体操 → 農業、商業、英語

小 准：図画、唱歌、女子ノ体操 → 音楽、農業、商業

尋本正：漢文、図画、音楽、代数幾何、外国歴史、女子ノ体操、裁縫 → 音楽

尋 准：理科、図画、唱歌、女子ノ体操 → 唱歌

#### (4) 「細則」中改正（3回目）

1908（明治41）年6月5日、県令第48号により試験検定の書類提出期限が変更され、早められた<sup>16</sup>。

第三十八条中「試験期日二十日前ニ」ヲ「五月施行ノ試験ニ在リテハ三月三十一日限り十月施行ノ試験ニ在リテハ八月三十一日限り」ト改ム

定期試験検定の書類提出期限が10日以上は早まったと考えられる。

#### (5) 「細則」中改正（4回目）

1909（明治42）年9月3日、県令第39号により試験検定実施月が変更され、それに伴い書類提出期限も改められた<sup>17</sup>。

第三十八条中「五月施行ノ試験ニ在リテハ三月三十一日限り」ヲ「六月施行ノ試験ニ在リテハ四月三十日限り」ト改ム

第三十九条 試験検定ハ六月及十月第一月曜日ヨリ県庁ニ於テ行フヘシ但シ期日ヲ変更シ又ハ臨時若ハ県庁外ニ於テ行フトキハ其ノ旨告示スヘシ

試験検定実施月は5月及び10月から6月及び10月と変更となった。

#### (6) 尋常小学校准教員養成所規程制定

1912（明治45）年1月9日、県令第1号により「尋常小学校准教員養成所規程」が制定されている<sup>18</sup>。『群馬県教育史』は、1900年9月以前に制定された「郡市立尋常小学校本科准教員講習所規則」には「教員講習」に関する記述において言及しているが、上記の「養成所規程」は取り上げられておらず、言及されていない。

しかし、全12条から成る同規程は小学校教員検定との関連もみられる。すなわち、第4条において養成所の学科目とその程度は尋常小学校准教員試験検定に準ずるものとされ、第10条において修了証書を授与された者は小学校教員検定に出願することが義務づけられていた。また、「講習所規則」は郡市による講習所設置を認めたものであったが、「養成所規程」は郡市だけでなく「私立団体」にも「教員養成所」設置を認めたものであった。

#### 尋常小学校准教員養成所規程

第一条 郡市又ハ私立団体ハ本規程ニ依リ尋常小学校准教員養成所ヲ設立スルコトヲ得

但土地ノ情況ニ依リ数郡市若ハ数団体連合シテ設立スルコトヲ得

第二条 養成所生徒タルコトヲ得ヘキモノハ年齢十四年以上ニシテ明治四十年文部省令第十二号師範学校規程第七十条第一項ノ資格ヲ有シ入学試験ニ合格シタルモノタルヘシ

第三条 養成所ハ最多限ヲ五十人最小限ヲ三十人ト定メ其養成期間ハ一ヶ年授業日数二百五十日以上毎週教授時数ヲ三十時以上トス

第四条 学科目及其程度ハ尋常小学校准教員試験検定ニ準ス

第五条 養成所教師ハ本県師範学校教師ヲ以テ主任トシ便宜補助教師ヲ置クモノトス

第六条 養成所ノ開始及学資補給ノ有無等ハ郡市長若ハ設立者ニ於テ之ヲ定メ其都度告示若ハ広告スヘシ

第七条 養成所生徒タラムトスルモノハ願書ニ履歴書、体格検査書ヲ添ヘ郡ニ在リテハ町村長ノ証明ヲ得テ郡長若ハ設立者ニ差出シ市ニ在リテハ直ニ市長若ハ市長ノ証明ヲ得テ設立者ニ差出スヘシ

第八条 養成期間ノ終ニ於テ試験ヲ行ヒ其成績ハ郡市長若ハ設立者ヨリ知事ニ報告スヘシ

第九条 郡市長若ハ設立者ハ前条試験ノ成績ト平素ノ品行トニ拠リ相当ト認メタルモノニハ終了（原文のママ）証書ヲ授与スヘシ

第十条 修了証書ヲ授与セラレタルモノハ小学校教員検定ヲ出願スルモノトス

第十一条 養成所生徒ニシテ小学校教員ノ資格ヲ得アル時ハ学資ノ補給ヲ受ケタルモノハ三ヶ年間補給ヲ受ケサルモノハ一ヶ年間其郡市内小学校ニ奉職ノ義務アルモノトス

但師範学校ニ入学スル場合ハ此限りニアラス

第十二条 本規程ニヨリ講習所ヲ設立セムトスル郡市長若ハ設立者ハ左記事項ヲ具シ毎年三月十日限り知事ノ認可ヲ受クヘシ

一、養成所ニ関スル細則

二、養成所ノ場所

三、教室及体操場ノ図面

四、講習所ニ関スル収支予算

（入学願、履歴書、体格検査書の書式は省略）

（7）「細則」中改正（5回目）

1913（大正2）年7月25日、県令第50号により検定提出書類から身体検査書が削除された。ただし、出願前60日以内に群馬県知事の指定した医師の身体検査を受け、出願書類中に身体検査受診年月日を記入することとなった<sup>19</sup>。

第三十八条第一項中第三号ヲ削ル

同条第二項中「本県公立学校教員ニシテ願出スルモノハ第三号身体検査書」ノ二十六字ヲ削ル

同条ニ左ノ三項ヲ加フ

小学校教員検定ヲ受ケムトスルモノハ出願前六十日以内ニ於テ知事ノ指定シタル医師ノ身体検査ヲ受クベシ

但他府県在住者ハ当該府県知事ノ説明シタル身体検査書ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得知事ノ指定シタル医師前項ノ目的ニヨリ身体検査ヲ為シタルトキハ第四十三条書式ノ身

体検査書ヲ作製シ密封ノ上直ニ知事ニ送付スヘシ

知事ノ指定シタル医師ハ県報ヲ以テ公告ス之ヲ変更シタルトキ亦同シ

第四十三条 小学校教員試験（無試験）検定願書式中氏名ノ上ニ（身体検査ヲ受ケタル年月日並医師ノ氏名）ヲ加フ

(8)「細則」中改正（6回目）

1913（大正2）年9月26日、県令第54号により検定出願書類から他府県在住者の戸籍抄本提出を義務づけた条件が外された。また、検定願書式中の私儀の下の「御管内」の3文字が削除された<sup>20</sup>。

第三十八条 第一項中第四号ヲ削ル

第四十三条 検定願書式中私儀ノ下「御管内」ノ三字ヲ削ル

身体検査書式中「何学校医又ハ開業医」ヲ「県指定医」ニ改ム

(9)「細則」中改正（7回目）

1919（大正8）年4月11日、県令第27号により、受験者の身体検査は、学科試験合格後に検定医が行うこととされた。これに関連して願書中の身体検査を行った医師の氏名を記入することも廃止された。また、検定等の手数料が増額された<sup>21</sup>。

第三十八条第三項ヲ左ノ通改ム

受験者ノ身体検査ハ学科試験ニ合格シタル後検定医ヲシテ之ヲ行ハシム、但知事ノ指定シタル医師ノ身体検査ヲ以テ之ニ代フルコトアルヘシ

第四十二条 検定手数料、書換又ハ再渡手数料ヲ左ノ通改ム

	検定手数料	書換又ハ再渡手数料
正教員	金壹圓五拾銭	金五拾銭
准教員	金壹圓	金五拾銭

第四十三条 教員検定願ニ関スル書式中氏名ノ上「身体検査ヲ受ケタル年月日医師氏名」ヲ削ル

(10)「細則」中改正（8回目）

1922（大正11）年4月14日、県令第37号により、検定手数料が増額された<sup>22</sup>。

表中

「金壹圓五拾銭」ヲ「金貳圓」ニ「金壹圓」ヲ「金壹圓五拾銭」ニ改ム

(11)「細則」中改正（9回目）

1928（昭和3）年8月31日、県令第53号により試験検定実施月が変更され、それに伴い書類提出期限も改められた<sup>23</sup>。

第三十八条中「八月末日」ヲ「六月末日」ニ改ム

第三十九条中「十月」ヲ「八月」ニ改ム

(12) 「細則」中改正 (10回目)

1932 (昭和7) 年3月25日、県令第8号により、試験検定の出願期間は告示により示すことに変更した。また出納に関する規則は「群馬県会計規則」によるものと定められた。検定手数料が改められ、県内者と県外者に分けられるとともに、それぞれ増額された<sup>24</sup>。

第三十八条第一項中「試験検定ヲ受ケムトスル者ハ六月末日限り」トアルヲ「試験検定ヲ受ケムトスル者ハ告示ニ依ル出願期日迄ニ」改ム

第三十八条第二項中「市町村長ハ県税外収入収納規則ニ依リ」トアルヲ「市町村長ハ群馬県会計規則ニ依リ」ニ改ム

第三十九条第二項中「定期試験検定ハ毎年八月之ヲ行ヒ期日並場所ハ試験施行二十日前迄ニ」トアルヲ「定期試験検定ハ年貳回之ヲ行ヒ出願期日並場所等ハ其ノ時々」ニ改ム

第四十二条中手数料別表ヲ左ノ通改ム

	検定手数料	書換又ハ再渡手数料
正教員	県内 金貳圓	金五拾銭
	県外 金參圓	
准教員	県内 金壹圓五拾銭	金五拾銭
	県外 金貳圓	

なお、この頃、教員就職希望者が多くなり、検定試験により資格が与えられていたことも明らかにされている。1932 (昭和7) 年11月の通常議会では、当時、教員希望者が多かったことが次のように記されている<sup>25</sup>。

23番・城田正平「…小学校教員配置について知識階級の失業者が増し師範卒業生配置が困難となり、そのために有能者まで辞職し、又検定試験により資格を与えているが、就職ができない。これらの調節について伺いたい。」

星子政雄「教員配置は希望者多く (履歴書五百通) 楽になった。」

検定手数料が県の内外で分けられ、それぞれ増額された背景には、こうした教員就職希望者の増加があったのであろうか。

## 2.2 「国民学校令施行細則」制定

1941 (昭和16) 年7月1日、県令第35号により、国民学校令施行細則が定められ、小学校令同施行細則が全面的に改められた<sup>26</sup>。同細則は全10章76条から成っており、第8章「職員」に関する規定の第1節「検定」第32条から第39条において国民学校教員検定のあり方が規定されている。

第三十二条 試験検定ハ定期及臨時ニ之ヲ行フ

定期試験検定ハ毎年二回之ヲ行ヒ期日並ニ場所等ハ其ノ都度之ヲ告示ス

臨時ニ施行スル場合亦同ジ

第三十三条 無試験検定ヲ受ケントスル者ハ隨時ニ試験検定ヲ受ケムトスル者ハ出願期日迄ニ第四号様式ニ依ル願書及第五号様式ニ依ル履歴書ニ手数料ノ領収証ヲ添ヘ知事ニ願出ヅベシ

第三十四条 本科訓導及本科准訓導ノ試験検定ニ於テハ工業、商業及外国語ノ試験ハ之ヲ欠ク

第三十五条 専科訓導ノ試験検定ノ科目ハ体操、武道、音楽、習字、図画、工作、裁縫、家事、農業、工業、商業、外国語トス

第三十六条 養護訓導ノ試験検定ニ於テ規則第百五条第一号及第二号ニ該当スル者ニ対シテハ公民科ノ試験ハ之ヲ欠ク

第三十七条 検定ニ於ケル身体検査ハ学力及性行ノ検定ニ合格シタル者ニ付之ヲ行フ但シ知事ノ指定シタル医師ノ身体検査ヲ以テ之ニ代フルコトアルベシ

知事ノ指定シタル医師身体検査ヲ行ヒタルトキハ第六号様式ニ依ル身体検査書ヲ密封ノ上直ニ知事ニ提出スベシ

知事ノ指定シタル医師ハ之ヲ公告ス

之ヲ変更シタルトキ亦同ジ

第三十八条 試験検定ヲ受ケタル者ニシテ其ノ試験ニ合格セザルモ佳良ナル成績ヲ得タル科目アリタルトキハ其ノ科目ノ成績ニ関シ証明書ヲ授与ス

第三十九条 国民学校教員免許状又ハ国民学校養護訓導免許状ヲ有スル者規則第九十一条ノ規定ニ依リ免許状ノ書換又ハ再渡ヲ受ケントスルトキハ其ノ事由、免許状ノ種類、授与年月日、本籍、氏名及生年月日ヲ具シ書換又ハ再渡ニ関スル証拠書類及手数料ノ領収証ヲ添ヘ知事ニ願出ヅベシ

国民学校教員検定では、1) 無試験検定及び試験検定いずれの場合も、願書、履歴書、手数料の領収証を知事宛に提出することとされた。2) 実施時期・回数等に関しては、無試験検定は随時、試験検定は年2回及び臨時に行われることとされた。3) 試験検定の試験科目は明記されており、ここではくり返さない。ここにも判定基準は明記されていなかった。4) 手数料に関しては細則で明記されなくなっていた。

## 2.3 小括

### (1) 出願・検定手続きの方法

出願手続きに関しては、無試験検定、試験検定、いずれの場合も同一であり、当初は願書、手数料、履歴書、身体検査書、戸籍抄本を知事宛に提出することになっていた。

しかし、1913年の細則改正により他府県在住者の戸籍抄本提出義務づけがなくなり、1941年の国民学校令施行細則では戸籍抄本は提出を求められなくなった。

身体検査書に関しても、13年の細則改正により、身体検査書の提出を不要とし、出願書類

中に記入することと改められ、19年の細則改正により受験者の身体検査は学科試験合格後に検定医が行うことに変更された。

## (2) 試験の時期・実施回数

試験の時期等に関しては、無試験検定を随時に行い、試験検定を年2回及び臨時に実施することは一貫していた。ただし、試験検定の実施時期は、1900年の5月と10月から1909年に6月と10月に、1928年に6月と8月に変更された。さらに、1932年以降、試験検定の実施時期は別に告示されることとなり、1941年の「国民学校令施行細則」制定にも引き継がれていった。

## (3) 検定方法あるいは判定基準

細則の上では合否判定基準が明らかにされることはなかった。別に検定内規が定められていたことが予想されるが、これまでの調査では発見できていない。

また、試験検定の試験科目は欠くことのできる科目を削減する方向で改定が行われた。1902年の細則改正により、欠くことのできる科目から代数が削除され、代数は試験科目に含まれた。1908年では、図画、音楽、手工などを中心に欠くことのできる科目が大幅に削減された。

## (4) 手数料の有無及び金額

手数料は三度にわたって改定され、値上げされた。しかも、1932年以降、県内者と県外者により金額が異なるようになっていた。1900年の細則では、検定手数料は正教員1円、准教員50銭であったが、1919年に50銭ずつ値上げされ正教員1円50銭、准教員1円へ、22年に再度50銭ずつ値上げされ、正教員2円、准教員1円50銭となった。さらに、1932年には県外者の検定手数料が設定されるようになり、正教員の場合、県内者2円、県外者3円、准教員の場合、県内者1円50銭、県外者2円へとさらに値上げされていた。

## (5) その他

### A. 尋常小学校准教員養成所規程

「私立団体」による「教員養成所」設置が認められていたことにも留意しておきたい。1900年3月の「郡市立尋常小学校本科准教員講習所規則」は郡市による「講習所」設置を認めたものであったが、1912年1月の「尋常小学校准教員養成所規程」は郡市だけでなく、「私立団体」にも「教員養成所」設置を認めていた。

「教員養成所」という名称を使用することは、文部省は当初認めていなかった<sup>27</sup>。しかし、遅くとも1908年には「准教員養成所」が設置されるようになっていた<sup>28</sup>。また、1900年から12年までの12年間の間に「私立団体」による教員養成が認められるようになったことも着目される<sup>29</sup>。

## B. 学校指定の教員検定

細則等の検定関係規則に関する事項ではないが、『群馬県教育史』には検定との関係が明記されていなかったが、調査より教員検定との関係が明らかになってきたことがあるので書き留めておきたい。

近年の小学校教員検定制度史研究において、学校指定の教員検定が着目される<sup>30</sup>。群馬県においても、こうした特定の学校の卒業者に限定した検定が実施されていたとみられる。

『群馬県教育史』には、「佐藤裁縫女学校の師範科は、明治四十二年に設置され、佐藤裁縫女学校の本科一年修了者及び高等女学校卒業者を入学資格として、明治四十四年から師範科を卒業した者には小学校専科正教員の資格を与えている」と記されている<sup>31</sup>。群馬県教育会編集発行『群馬県史 第四巻』の「第七期 第八章 教育の奨励と文物隆盛（私立学校）」の「私立学校調査表（明治十年至大正十四年一月）」中の「私立佐藤裁縫女学校」に関する記述にも「教員モ養成ス」と記入されていた<sup>32</sup>。

学校沿革を記した『佐藤学園六十年の歩み』によれば、1906（明治39）年に私立裁縫女学校として発足し、翌年私立佐藤裁縫女学校と改称した同校は、09年に師範科を設置すると、11年4月に「師範科卒業生に無試験検定により小学校専科正教員の資格を与えられる」ようになったとされる<sup>33</sup>。

この記述を手がかりに群馬県立文書館所蔵文書を探索したところ、無試験検定関係文書綴りのなかに、私立佐藤裁縫女学校長佐藤タネが群馬県知事宛てに提出した「無試験検定願」が保存されていたことがわかった<sup>34</sup>。「無試験検定願」は、同校師範科卒業生104名に対して裁縫科の専科正教員免許状下付のための無試験検定実施を求めたものであった。

このように、群馬県においても、特定の学校卒業者に限定した教員検定が実施されていたことを新たな資料により裏付けることができた。

## 3. まとめにかえて

以上のようにみてきて、次のことは指摘しておきたい。

第一に、群馬県の初等教員検定のあり方は、県令による「小学校令同施行細則」及び「国民学校令施行細則」により規定されていたことである。1900年10月以降の小学校教員検定のあり方を規定した「小学校令同施行細則」は少なくとも10度にわたって改定された。国民学校期に入ると全面的に改められ、「国民学校令施行細則」により規定された。いずれも県令により規定されていた。

ただし、改定された際の内容は書類提出期限の変更や試験検定の実施月の変更など、事務的な手続きに関する変更が多く、他県ほど、検定の可否に関わる内容は多くなかった（ほとんどなかった）。通史的に事例研究が進んでいる秋田県、静岡県、栃木県と比較すると、他県の場合、無試験検定対象者の拡充に関する規定を公表した栃木県や、検定可否に関わる内容を公表した秋田県など、検定の対象者や可否などに関する内容が数度にわたり改められていたのに対し、群馬県の場合、これらに関する内容はほとんどなかった。

これは、合否判定を記載した検定内規などが別に用意されていたことを意味しているものと考えられ、「細則」はあくまでも教員検定の実施要領を公表するためのものであったと考えられる。今後は、検定の合否判定基準を記した検定内規等の文書の発掘に努めたい。

第二に、他県と比較した場合に、審査手続きが簡素であり、逆に検定料などの手数料が高いことが着目される。他県の場合、出願書類は市役所や郡役所を経由して県に提出され、その際は意見書や調査書等が添付され、人物保証・評価にかかわる内容が含まれていた。群馬県も願書に市郡町村長の証明を受けることになっているが、人物保証・評価という面は他県ほど強くないように思われる。また、逆に検定手数料などは、隣県である栃木県の本科正教員1円と専科正教員及准教員50銭（いずれも1914年以降）よりも2倍と高く、検定手数料を徴収しない秋田県との違いが浮き彫りになる。さらに、群馬県外者の検定手数料は静岡県の訓導3円（1941年時）と同額であるが、これはかなり高い手数料といわねばならないだろう。また、県内者と県外者ともに検定手数料を分けている点は、県外受験者が相当数存在していたことを意味しているのではないかと思われる。

第三に、群馬県でも学校指定の教員検定実施校として、私立佐藤裁縫女学校が確認できたことである。残された出願書類をみる限りでは、同校の場合は、「卒業者」個人を対象にしているが、校長が卒業者をまとめて、無試験検定に出願しており、学校ごとに申請していたようにも見える。こうした見方の適否については、今後さらに検討してみたい。

付記 本小論は、科学研究費補助金（26381011、基盤研究（C）「戦前日本の初等教員養成における初等教員検定の果たした役割に関する府県比較研究」、研究代表者・丸山剛史）の助成を受けたものである。

#### 引用文献・註

- 1 船寄俊雄, 教員養成史研究の課題と展望, 『日本教育史研究』, 第13号, p83-84, 1994年
- 2 船寄は、その後も小学校教員検定制度史研究の必要性を指摘し続けている。船寄俊雄, 日本の教員史研究, 『教育史研究の最前線』, 日本図書センター, 2007年, p136-137. 船寄俊雄編, 『論集現代日本の教育史2 教員養成・教師論』, 日本図書センター, 2014年, p578
- 3 前掲1, p84
- 4 花井信, 『山峡の学校史』, 川島書店, 2011年, p243
- 5 内田徹・丸山剛史, 旧学制下群馬県における小学校教員検定制度—1900年9月以前—, 『東京福祉大学・大学院紀要』, 第5巻第2号, p123-130, 2015年
- 6 内田徹・丸山剛史, 昭和戦前期の女教員の小学校教員検定利用に関する事例研究, 『関東教育学会第59回大会研究発表要旨収録』, p15-16, 2011年
- 7 群馬県教育史研究編さん委員会編さん事務局編, 『群馬県教育史 第二巻 明治編下巻』, 群馬県教育委員会, 1973年, p582-583
- 8 群馬県教育史研究編さん委員会編さん事務局編, 『群馬県教育史 第四巻 昭和編』, 群馬県教育委員会, 1975年, p782-783

- 9 釜田史, 『秋田県小学校教員養成史研究序説』, 学文社, 2012年
- 10 丸山剛史, 静岡県の初等教員養成と初等教員検定, 「戦前日本の初等教員養成における初等教員検定の意義と役割に関する通史的事例研究 平成23年度～平成25年度科学研究費補助金 基盤研究(C) 研究成果報告書」, p55-102, 2014年
- 11 丸山剛史, 旧学制下栃木県の小学校教員検定制度(2) 一九〇〇年八月以降, 「宇都宮大学教育学部研究紀要」, 第67号, 印刷中, 2017年発行予定
- 12 栃木県や静岡県における小学校教員検定制度史研究においては、試験会場についても言及されている。群馬県の試験会場にも着目しなければならないが、試験会場については県令ではなく告示されており改めて調査する必要がある。他日に期したい。
- 13 群馬県, 「群馬県報」, 号外, p505-554, 1900年10月17日
- 14 群馬県, 「群馬県報」, 号外, p3, 1902年3月24日
- 15 群馬県, 「群馬県報」, 号外, p9-11, 1908年3月26日
- 16 群馬県, 「群馬県報」, 第425号, p1, 1908年6月5日
- 17 群馬県, 「群馬県報」, 第488号, p4-5, 1909年9月3日
- 18 群馬県, 「群馬県報」, 号外, p1-5, 1912年1月9日
- 19 群馬県, 「群馬県報」, 第52号, p1-2, 1913年7月25日
- 20 群馬県, 「群馬県報」, 第61号, p2, 1913年9月26日
- 21 群馬県, 「群馬県報」, 第416号, p3, 1919年4月11日
- 22 群馬県, 「群馬県報」, 第657号, p1, 1922年4月14日
- 23 群馬県, 「群馬県報」, 第198号, p1093, 1928年8月31日
- 24 群馬県, 「群馬県報」, 第537号, p297, 1932年3月25日
- 25 群馬県議会議務局, 『群馬県議会史 第4巻』, 群馬県議会, 1956年, p562-563
- 26 群馬県, 「群馬県報」, 第1747号, p1054, 1941年7月1日
- 27 釜田によれば、秋田県は1897年に尋常小学校本科准教員準備場を設置した際、当初は「准教員養成所」設置を構想していたが、文部省が許可しなかったという。前掲9, p106-123
- 28 静岡県では、1908年に「尋常小学校准教員養成所ニ関スル規程」が制定され、養成所が県内各地に設置された。前掲10, p78
- 29 私人、私立学校の小学校教員養成に関しては、遠藤の論考を参照されたい。遠藤健治, 岡山県私設小学校教員養成所の研究に関する覚書—小学校教員養成史上の位置づけと非師範系諸学校に関する先行研究の整理—, 前掲10, p19-31, 2014年
- 30 井上恵美子, 小学校教員免許状制度における無試験検定校のルート, 前掲10, p33-38, 2014年
- 31 群馬県教育史研究編さん委員会編さん事務局編, 『群馬県教育史 第三巻 大正編』, 群馬県教育委員会, 1974年, p551
- 32 群馬県教育会編集発行, 『群馬県史 第四巻』, 群馬県, 1927年, p758
- 33 佐藤学園, 『佐藤学園六十年の歩み』, 佐藤学園, 1966年, p3
- 34 群馬県立文書館所蔵資料, 小学校無試験検定, 「行政文書(簿冊)」, 1925

## Summary

### Historical Research on Certificate Examination System for Elementary School Teachers in Gunma Prefecture under the Prewar School System

— After October, 1900 —

Toru Uchida, Tsuyoshi Maruyama

The purpose of this study was to clarify the development process of the certificate examination system for the elementary school teachers in Gunma prefecture after October, 1900 by analyzing chiefly documents in Gunma prefectural archives. Points of view are as follows: 1) the procedure of application, 2) the number of the examination, 3) the process or the passing criterion and 4) the charge.

The results can be summarized as follows:

1) The regulation for the Certificate Examination System for Elementary School Teachers in Gunma prefecture was established in 1900. After that, the regulation was revised 10 times. Finally, by Ordinance for Enforcement of National Elementary School, the certificate examination system for elementary school teachers in Gunma prefecture under the Prewar School System became the end form.

2) In comparison with other prefectures, procedures for the certificate examination were simple. But the charge for the certificate examination were expensive more than Tochigi prefecture and Akita prefecture.

3) The certificate examination in Gunma prefecture, Sato Sawing Higher Girl's School had been admitted as an eligible school.

**Keywords** certification examination system for elementary school teachers, Gunma prefecture, After October, 1900

(2016年11月10日受領)